

通所介護事業契約書・重要事項説明書の変更同意書

本年6月の介護保険法改正による「食事加算の廃止」に伴い、通所介護事業契約書及び重要事項説明書のうち、以下の部分の変更を行い、契約変更とします。

主たる改正内容 「食事加算413円の廃止」
契約変更内容 「これまでの食材料費1食あたり400円から、食材料費及び調理費用相当分として1食あたり600円への変更」

(1) 通所介護事業契約書第7条第3項の変更

現行「前項の他、利用者は食材料費とおやつ代、雑費、おむつ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。」

変更「前項の他、利用者は食材料費及び調理費用相当分とおやつ代、雑費、おむつ代等、利用者の日常生活上必要となる諸費用実費を事業者に支払うものとします。」

(2) 通所介護事業重要事項説明書7の(2)の変更

現行「提供するサービスの料金とその利用料について
加算料金 食事提供体制加算 413円 利用料42円」

変更「提供するサービスの料金とその利用料について
加算料金 食事提供体制加算413円利用料42円の部分を削除」

(3) 通所介護事業重要事項説明書8の変更

現行「その他の費用について
食材料費及び雑費
給食サービスで提供される食材料費は、1食につき400円、おやつ代として100円を請求いたします。」

変更「その他の費用について
食材料費等及び雑費
給食サービスで提供される食材料費及び調理費用相当分は、1食につき600円、おやつ代として100円を請求いたします。」

上記3箇所につき、変更にご同意します。

年 月 日

事業者 住 所 大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号
事業者名 社会福祉法人ライフサポート協会
代表者氏名 理事長 大伴 清馬

利用者 住 所 _____ 印
氏 名 _____

代理人 住 所 _____ 印
氏 名 _____